

赤井川村水防計画

平成30年8月

赤井川村

〔目 次〕

水防計画

第 1 章	総則	1
第 1 節	目的	1
第 2 節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 2 章	水防組織	3
第 1 節	赤井川村の水防組織	3
第 2 節	協力及び応援	5
第 3 章	水防施設及び輸送	6
第 1 節	水防施設等	6
第 2 節	輸送の確保	6
第 4 章	通信連絡	7
第 1 節	予報及び警報等の伝達	7
第 2 節	水位・雨量の通報・公表	7
第 3 節	雨量水位観測及びダム情報等の通信系統	9
第 4 節	水防通信連絡	9
第 5 章	水防活動	10
第 1 節	非常配備体制	10
第 2 節	水防管理者等の情報収集	11
第 3 節	重要水防箇所	12
第 4 節	監視及び警戒、水門等の操作	12
第 5 節	警戒区域	13
第 6 節	水防作業	14
第 7 節	避難のための立ち退き	14
第 8 節	決壊・越水等の通報	15
第 9 節	水防解除	15
第 6 章	水防信号、水防標識及び身分証票	16
第 1 節	水防信号	16
第 2 節	水防標識	16
第 3 節	必要な土地に立入る場合の職員等の身分証票	17
第 7 章	費用負担、公用負担及び災害補償等	18
第 1 節	費用負担	18
第 2 節	公用負担	18
第 8 章	水防報告、災害補償	19
第 1 節	水防報告	19

第2節	水防に従事した者の災害補償.....	19
第9章	水防訓練等	20
第1節	水防訓練.....	20
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等.....	20
第10章	水防協力団体.....	21

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、水防管理団体である村が水防事務を円滑に推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防管理団体（赤井川村）、道及び居住者等の責務は次のとおりである。

第1 赤井川村

村は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として赤井川村区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

- 1 水防団の設置（法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 4 水位の通報（法第12条第1項）
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- 7 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- 8 警戒区域の設定（法第21条）
- 9 警察官の援助の要求（法第22条）
- 10 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- 11 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- 12 公務負担（法第28条）
- 13 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- 14 水防協力団体の指定（法第36条）
- 15 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- 16 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- 17 毎年の水防訓練の実施（法第32条第2項）

第2 北海道

道は、法第3条の6に基づき、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

- 1 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 2 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 4 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）

- 5 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）
- 6 水位の通報及び公表（法第12条）
- 7 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- 8 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- 9 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- 10 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- 11 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 12 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第3 居住者等の義務

赤井川村区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき、水防管理者（村長（以下同様とする。））又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第2章 水防組織

第1節 赤井川村の水防組織

第1 水防協議会

村は、法第33条の規定に基づき、赤井川村水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議させるため、赤井川村水防協議会を置く。

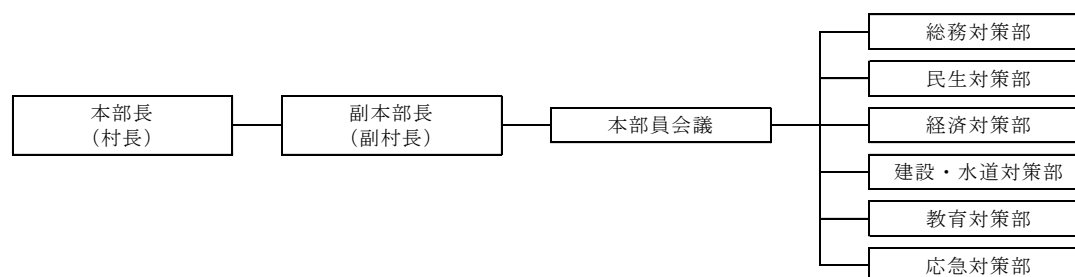
資料2-1-1 赤井川村水防協議会条例

資料2-1-2 赤井川村水防協議会委員名簿

第2 水防本部組織及び所掌事務

水防に関する組織及び水防に関する事務は赤井川村地域防災計画「第2章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理する。

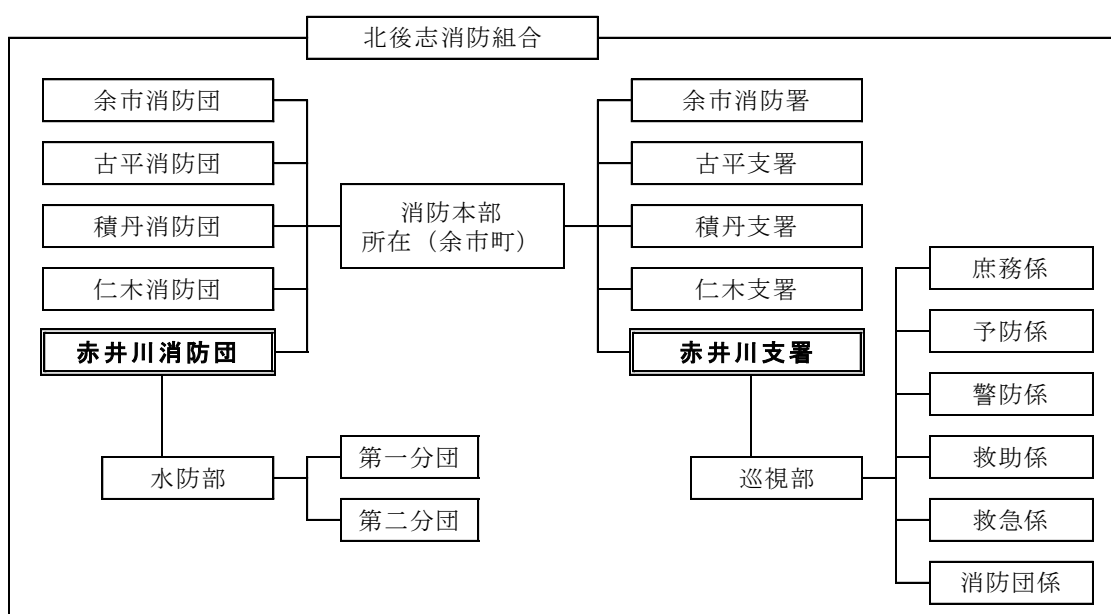
■水防本部組織■



第3 消防機関の組織

消防機関の組織は以下のとおりとする。

■消防機関の組織■



第4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めるときは分担区域以外の地域へ出動するものとする。

■消防機関の水防分担区域■

地区	担当河川名	担当分団名	地区	担当河川名	担当分団名	地区	担当河川名	担当分団名
市街地	赤井川	第一分団 (分団長)	都	余市川	第二分団 (分団長)	常盤	山一沢川	第二分団 (分団長)
	富田川			曲川			小林の沢川	
	池田川			都川			落合滝の沢川	
	上中の川			シュマンベノ沢川			アメマス沢川	
	南池田川			後志川			朝里沢川	
	中池田川			白井川			右股の沢川	
	下池田川			工藤の沢川			北上沢川	
	上池田川			田中の沢川			青獅子川	
	共栄の沢川			火薬庫の川			丸山沢川	
	竹田の沢川			カノウノ川			青木沢川	
	丸山川			金山川			長谷川沢川	
	日の出沢川			中の沢川			豆腐屋沢川	
	板小屋川			轟滝の沢川			美国沢川	
	日の出川			轟ガロウ沢川				
	北丸山川			ライオンの沢川				
	鋳山の沢川			大石沢川				
	滝の川			チャラ滝の沢川				
				青井川				
				右の沢川				
	轟中の川							
	昭越の沢川							
	ボン賀老の沢川							
	賀老の沢川							
	湯の沢川							
	小樽川							

第5 安全配慮

水防活動従事者は、次のとおり自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。
- 5 水防活動は、原則として複数人で行うものとし、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は、水防活動従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- 9 出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2節 協力及び応援

第1 隣接水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者は、法第23条第1項の規定により、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

なお、応援のため派遣された者は、法第23条第2項の規定により、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

また、水防管理者は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定を締結しておくものとする。

■ 隣接水防管理団体 ■

赤井川水防管理者 役 場 34-6211 消防支署 34-6033	要 請 先	電 話	消 防 本 部
	余市町水防管理者	21-2142	北後志消防組合
	仁木町水防管理者	32-2511	消防本部
	古平町水防管理者	42-2181	余市町
	積丹町水防管理者	44-2111	23-3759

第2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があるときは、法第22条の規定により、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ余市警察署長と協議しておくものとする。

第3 河川管理者の協力

河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らして可能な範囲で、水防管理団体（村等）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体（村等）に対する河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体（村等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体（村等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際しての備蓄資機材の貸与

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、赤井川村地域防災計画「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

第3章 水防施設及び輸送

第1節 水防施設等

第1 水防倉庫の整備及び水防資機材の備蓄基準

村は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、1棟面積33㎡を目安とし、水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資機材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

■水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資機材備蓄基準■

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
掛 矢	10丁		照 明 灯	10組		土 の う	3,000枚	フルコン土のうを含む。
鋸	10丁		丸 太	100本	1.2m	ロ ー プ	37.5kg	
斧	10丁		〃	50本	2m	シ ー ト	100枚	
スコップ	50丁		〃	50本	1.6m～	鉄 線	80kg	
蛸 槌	5丁				9.9m	ペ ン チ	5丁	
鎌	20丁		し の	6丁				
ツルハシ	10丁		竹 釘	12本				

第2 水防倉庫、資機材等の保有状況

水防倉庫所在地・資機材の備蓄状況、ポンプ車等の保有車両、消防資機材の保有状況及び携帯無線機は資料編に示すとおりである。

村は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

資料2-2-1 水防資機材備蓄一覧

資料2-2-2 ポンプ車等の保有車両

資料2-2-3 消防資機材の保有状況

資料2-2-4 携帯無線機の保有状況

第3 樋門等の設置場所

本村の区域内に設置された樋門・樋管等の設置場所等は「資料2-2-5 樋門・樋管等管理状況一覧」のとおりである。

資料2-2-5 樋門・樋管等管理状況一覧

第2節 輸送の確保

村は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずる。

第4章 通信連絡

第1節 予報及び警報等の伝達

予報及び警報等の伝達については、赤井川村地域防災計画「第4章 第1節 第1項 気象等に関する情報の発表」に定めるところによる。

第2節 水位・雨量の通報・公表

第1 雨量・水位観測所

雨量・水位観測所は資料編に示すとおりである。

資料2-3-1 雨量及び水位の観測所

第2 水位・雨量の情報

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するとともに、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、同ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

また、道は所管する観測所の雨量を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

第3 障害時の通報

1. 水位の通報

道は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は、電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記(1)～(5)以外に急激な水位の変動があったとき。

2. 雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記の

ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

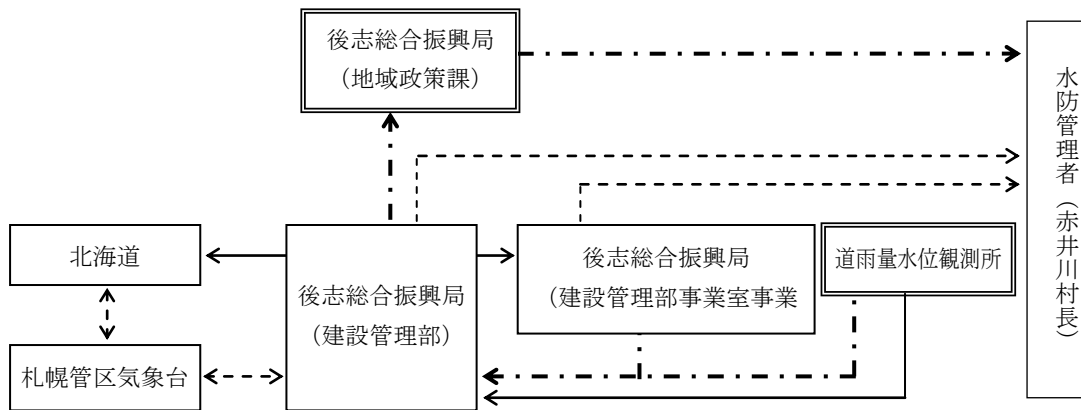
通報は、電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第4 水位等通報の伝達系統

水位等通報の伝達系統は次のとおりである。

■水位等通報の伝達系統図■



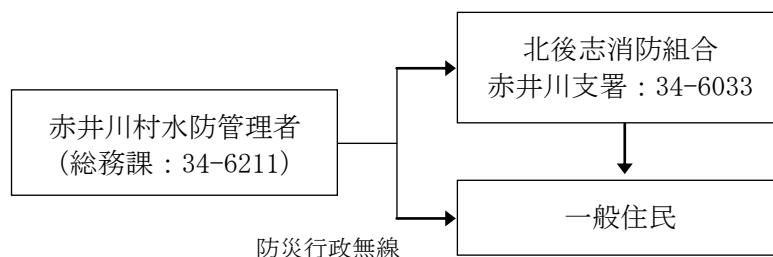
- (注) (二重線) で囲まれている機関は、観測機関
 (注) - - - - - (点線) は必要に応じ通報
 (注) - · - · - (一点鎖点) は障害時

第3節 雨量水位観測及びダム情報等の通信系統

本村における雨量水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

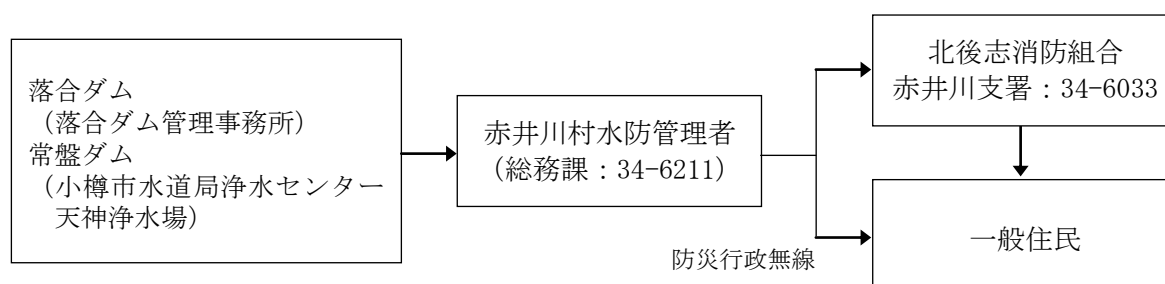
第1 雨量水位観測通報系統図

■雨量水位観測通報系統図■



第2 ダム情報系統図

■ダム情報系統図■



第4節 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は次によるものとする。

■水防通信連絡■

機 関 名	連 絡 責任者	通信系統		
		第 1	第 2	第 3
小樽開発建設部	防災対策官	0134-23-5119	車	
後志総合振興局 地域政策課	主幹	0136-23-1345	北海道総合行政 情報ネットワーク	車
後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室事業課	課長	0134-54-7670	北海道総合行政 情報ネットワーク	車
北後志消防組合 赤井川支署	支署長	0135-34-6033	消防無線 (移動系)	徒歩
余市警察署 赤井川駐在所	駐在所長	0135-34-6110	車	徒歩

第5章 水防活動

第1節 非常配備体制

第1 村の配備体制

村は、洪水等の危険が予想される場合、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、赤井川村地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

■災害対策本部設置前の配備体制及び配備の基準■

種 別	対策部（班）	配備基準	主な対応内容
第1非常配備 （準備体制）	総務班 福祉班 建設班 水道班	1. 気象注意報、警報等が発表され配備が必要なとき。 2. 村内で震度4の地震が観測されたとき。 3. その他、災害が発生するおそれがあるとき。	1. 災害情報及び被害情報の収集・伝達 2. パトロール及び警戒 3. 災害予防措置 4. 避難準備 5. 次の配備体制への移行準備

■災害対策本部設置後の配備体制及び配備の基準■

種 別	対策部（班）	配備基準	主な対応内容
第2非常配備 （警戒体制）	全対策部	1. 風水害等により局地的に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2. 村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 3. その他、本部長が必要と認めるとき。	1. パトロール及び警戒 2. 被害の把握と公表 3. 応急措置 4. 避難勧告 5. 必要に応じた応援要請 6. 次の配備体制への移行準備
第3非常配備 （非常体制）	全対策部	1. 風水害等により広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想されるとき 2. 村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 3. その他、本部長が必要と認めるとき。	1. パトロール、避難勧告 2. 迅速な応援要請 3. 救助救出、医療救護活動 4. 避難所の開設と運営 5. 応急復旧 6. その他、住民の生命の安全のための必要な応急対策

（備考）災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 消防機関の配備体制

■消防機関の配備体制■

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1 非常配備 (待機体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象注意報、警報等が発表され配備が必要なとき。 2. その他、災害が発生するおそれがあるとき。 	赤井川消防団長は、状況に応じ直ちに出勤できるよう団員に待機を指示する。
第2 非常配備 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水等により局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき。 2. その他、本部長（村長）が必要と認めるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防本部に連絡員を派遣し、情報収集に努める。 2. 水防資機材、出動車両等の整備準備を行う。 3. 出勤の場合の順路検討その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒を行う。
第3 非常配備 (出勤体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水等により広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は災害が発生し被害が基大であると予想されるとき。 2. その他、本部長（村長）が必要と認めるとき。 	消防団員全員を招集し、隊の編成を行い現地に出勤し、水防活動及び避難救助を行う。

第3 非常配備を指示したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、後志総合振興局長、小樽開発建設部長及び小樽建設管理部担当に報告する。

第2節 水防管理者等の情報収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム（気象庁）」や「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

第3節 重要水防箇所

本村の重要水防箇所は資料編に示すとおりである。

資料2-3-2 重要水防箇所（再掲）

第4節 監視及び警戒、水門等の操作

第1 常時監視

水防管理者は、監視責任者を定めて、河川等の水防危険区域を巡視させるものとする。

監視責任者は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、河川及び施設等の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

なお、降雨時における危険箇所のパトロールは、北後志消防組合赤井川支署職員及び赤井川消防団員とする。

■地区別巡視責任者■

地区	担当河川名	担当課等	地区	担当河川名	担当課等	地区	担当河川名	担当課等
市 街 地	赤井川	建設課 (建設課長)	都	余市川	建設課 (土木係長)	常盤	山一沢川	建設課 (土木係長)
	富田川			曲川			小林の沢川	
	池田川			都川			落合滝の沢川	
	上中の川			シュマンベノ沢川			アメマス沢川	
	南池田川			後志川			朝里沢川	
	中池田川			白井川			右股の沢川	
	下池田川			工藤の沢川			北上沢川	
	上池田川			田中の沢川			青獅子川	
	共栄の沢川			火薬庫の川			丸山沢川	
	竹田の沢川			カノウノ川			青木沢川	
	丸山川			金山川			長谷川沢川	
	日の出沢川			中の沢川			豆腐屋沢川	
	板小屋川			轟滝の沢川			美国沢川	
	日の出川			轟ガロウ沢川				
	北丸山川			ライオンの沢川				
	鉦山の沢川			大石沢川				
滝の川	チャラ滝の沢川							
	青井川							
	右の沢川							
	轟中の川							
	昭越の沢川							
	ボン賀老の沢川							
	賀老の沢川							
	湯の沢川							
	小樽川							

第2 非常警戒

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに当該施設等管理者、後志総合振興局長及び小樽建設管理部担当に報告し、速やかに水防作業を実施するものとする。

監視警戒に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- 3 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4 堤防から水があふれている状況
- 5 （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- 6 橋りょうその他の構築物と取付部分の異常
- 7 ため池については、次の事項に注意するものとする。
 - (1) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - (2) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - (3) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - (4) 流入水及び浮遊物の状況
 - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況

第3 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

1. 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

2. 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

第5節 警戒区域

消防機関に属する者は、法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第6節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防等の構造、流速、護岸の状態を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

■現在有効とされる水防工法■

工 法	目 的	必要資材
シート張り工	河川堤防における川表（川側）の崩壊及び透水防止	ビニールシート、竹、杭、土のう
積土のう工	家屋・地下施設等への浸水防止、河川堤防における越水防止	土のう、鋼杭、土砂
木流し工	急流部において流速を低下させ、川表（川側）の崩壊の拡大防止	雑木、杭、土のう
月の輪工	側裏（民地側）に浸透してくる河川水等を集水・排水し、河川堤防の浸食・崩壊を防ぐ	土のう、杭、ビニールシート

資料2-3-3 水防工法

第7節 避難のための立ち退き

第1 避難及び立ち退きの指示

水防管理者は、法第29条の規定に基づき、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、赤井川村地域防災計画「第4章 第5節 避難対策計画」及び別途定める「赤井川村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、水防管理者が立ち退きを指示する場合には、速やかに知事（後志総合振興局長）及び警察署長に通知するものとし、解除公示した場合も同様とする。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、警察官が立ち退きを指示する場合には、水防管理者に通知するものとする。

第3 避難場所の指定、避難者等の輸送

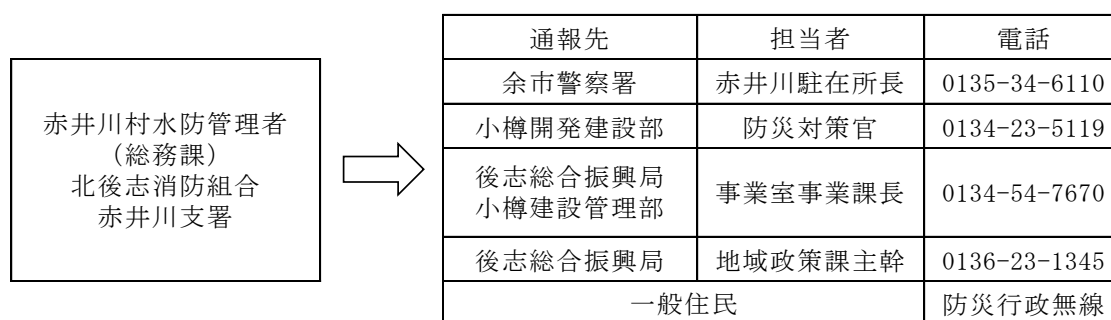
避難場所の指定及び避難者等の輸送は、赤井川村地域防災計画「第4章 第5節 避難対策計画」及び「第4章 第15節 輸送計画」の定めるところによる。

第8節 決壊・越水等の通報

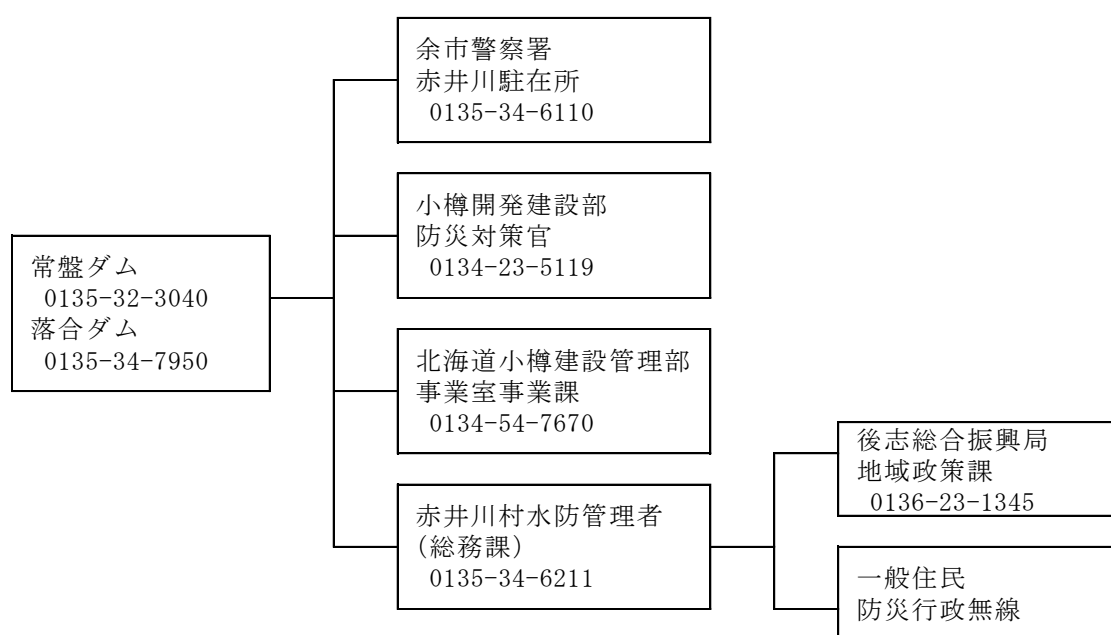
第1 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防署長又はダム管理者は、直ちに次により通報するものとする。

■堤防等の決壊・越水等通報系統図■



■ダム決壊通報系統図■



第2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第9節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

第6章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

■津波を除く水防信号■

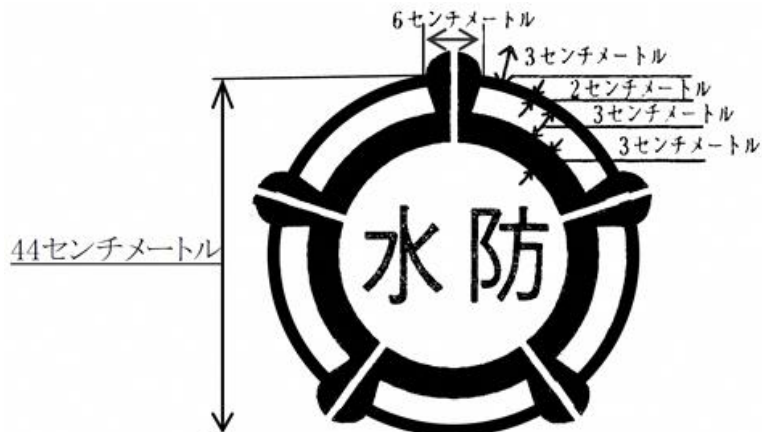
区分	方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号		○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第3信号		○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第4信号		乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休止-○-

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

■水防標識■



資料：北海道水防計画

第3節 必要な土地に立入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、村の職員及び消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

■必要な土地に立入る場合の職員等の身分証票■

	表	裏
9 cm	水防立入調査員証 所属 職 氏名 年 月 日 水防管理者 印	注 意 1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。 2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。 3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。
	6 cm	

第7章 費用負担、公用負担及び災害補償等

第1節 費用負担

第1 費用負担

法第41条の規定により、村の水防に要する費用は、村が負担する。ただし、法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用する権限を行使することができる。

この規定により水防管理者である村長が公用負担命令を行うときは、この計画に従ってこれを行う。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

また、公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

資料2-3-4 水防活動公用負担

第2 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8章 水防報告、災害補償

第1節 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告するものとする。

- 1 消防機関を出動させたとき。
- 2 他の水防管理団体に応援を要求したとき。
- 3 その他必要と認める事態が発生したとき。

第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに「水防活動実施報告書」を作成の上、所定の期日までに後志総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

資料2-3-5 水防活動実施報告書

第2節 水防に従事した者の災害補償

第1 公務災害補償

消防機関の者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第2 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、法第45条の規定により政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第9章 水防訓練等

第1節 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条の規定により、毎年水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等

第1 浸水想定区域の指定公表

道は、本村を流下する水位周知河川の余市川水系余市川について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等を示し、公表する。

村は、この結果に基づき赤井川村洪水ハザードマップを作成し、住民へ配布して周知するものとする。

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

村は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、赤井川村地域防災計画「第3章 第11節 第1項 予防対策」に定めるほか、次のとおり、必要な措置を講ずるものとする。

1. 避難場所その他洪水時の避難の確保

水防管理者は、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、赤井川村地域防災計画「第3章 第6節 避難体制整備計画」及び「第4章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、速やかに避難所へ誘導するなどし、避難の確保を図るものとする。

2. 要配慮者利用施設の避難の確保

浸水想定区域における要配慮者利用施設の管理者は、住民組織と協力し、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、施設利用者の安全な避難の確保に努めるものとする。

第 10 章 水防協力団体

第 1 水防協力団体の指定

法第 36 条第 1 項の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、本章第 2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第 36 条第 2 項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第 2 水防協力団体の業務

法第 37 条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第 3 消防機関との連携

法第 38 条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携のもとに上記第 2 に掲げる業務を行うものとする。

沿 革 平成 元年 3月15日 策 定
平成23年 8月 3日 全部改定
平成30年 8月31日 一部改定

赤井川村水防計画

平成30年 8月

赤井川村

編集・発行 赤井川村 総務課企画地域振興係

〒046-0592

余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2

TEL 0135-34-6211

FAX 0135-34-6644